

# 10月から一部運用開始 ～マイナンバーカードが健康保険証として利用できます～

## 【マイナンバーカード保険証のメリット】

本人同意があれば、初めての医療機関などでも特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師と共有できます。

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できます。

マイナポータルを通じ、医療費通知情報の自動入力で確定申告の医療費控除が簡単にできます。

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

就職・転職・引っ越しをしても健康保険証としてずっと使うことができます。※ただし保険者が変わる場合は異動届が必要です。

カードリーダーで顔写真を確認し、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けを効率的に行うことができます。

## 【事前に利用登録が必要です】

- 登録に必要なもの** マイナンバーカード、同カード交付時に設定した利用者証明用電子証明書のパスワード
- 登録可能な場所** 自身または親族の方のスマートフォン（マイナンバーカード読取対応機種）／パソコンとICカードリーダー／セブン銀行（セブンイレブンなどに設置）ATM／マイナンバーカードの保険証利用に対応した医療機関（10月以降）
- 登録手順**
- （1）スマートフォンまたはパソコンから「マイナポータル」にアクセス。
  - （2）「健康保険者証の申込」の「利用を申し込む」をクリック。
  - （3）利用規約などを確認して同意する。
  - （4）利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）を入力する。

## 役場でも利用登録できます！

- 【場所】** 町民課 2・3番窓口
- 【開設時間】** 平日8時30分～17時15分
- 【必要なもの】** マイナンバーカード  
利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- 【所要時間】** 1人あたり3分程度



マイナポータル  
特設ページQRコード

※マイナンバーカードを申請されていない場合は、まずはカードの申請手続きが必要です。  
 ※利用登録しても、10月から全ての医療機関や薬局で保険証利用ができるわけではありません。  
**※マイナンバーカードの保険証利用が始まっても、従来の保険証は引き続き利用できます。**